

四條畷市ブロック塀等撤去工事費補助金 申請手続きの流れ

申請者

四條畷市

- ・補助制度全般についての確認
- ・ブロック塀等が公道や、一般の通行の用に供されている道路に接しているかの確認
(問合せ：都市計画課 TEL072-877-2121)

- ・ブロック塀等点検表により、安全であると確認ができない
- ・ブロック塀等が道路から 80cm を超える高さである

擁壁の上にブロック塀等が築造されている場合は、高さが 60 cm を超え、かつ、擁壁を含む道路面からの高さが 80 cm を超えるものである

市に事前相談

事前相談

資料等を確認し、補助可能か判断

事業の検討

回答

様式1
別表1

補助金交付申請書の作成・提出

提出

補助金交付申請書の受付・審査

補助金交付決定通知書の受け取り

通知

補助金交付決定

様式4

様式6

撤去工事の着手（着手届 提出）

提出

着手届の受理

撤去工事の完了

必ず交付決定通知日以降に着手してください。

報告前に一旦費用の支払が必要です。

様式9

完了届兼実績報告書の作成・提出

提出

完了届兼実績報告書の受付・審査・現場確認

補助金額確定通知書の受け取り

通知

補助金額確定

様式10

様式11

補助金請求書の作成・提出

提出

補助金請求書の受領

補助金の受領

交付

補助金の交付

提出書類一覧

事前相談

※申請前に相談が必要であれば、一度市役所に来庁いただき、内容をお聞きかせください。補助に関する流れ等を説明いたします。

相談時に検討事項がなければ（明らかに補助対象であるとわかるもの等）、同時に申請手続も可能です。補助申請予定者の方がご相談ください。

（お持ちいただくもの）

1. 現状のブロック塀等がわかる写真（なるべく全体が写り、高さや長さ、ひび割れ等がわかるもの）
2. 大阪北部地震（6月18日）から補助要綱の施行日前までの間に、既に撤去したブロック塀等のご相談の場合は、撤去前・撤去後の写真、撤去に要した金額といつ着手したかわかる資料をお持ちください。（足りない資料等ある場合はご相談ください）

検討事項がなければ、交付申請等に係る様式をお渡しします（インターネット環境があれば、市HPでも取得可能）
（様式第1号、2号、3号、6号、7号、9号、11号、別表1点検表）

補助等交付申請

1. 補助金交付申請書（様式第1号）
2. ブロック塀等の設置場所付近の見取図
3. 撤去工事前のブロック塀等の配置図（ブロック塀等の位置、延長及び高さを記入した図面）及び写真
4. 委任状（本人申請以外の場合）（様式第2号）
5. ブロック塀等点検表（申請者が点検）（別表1）
6. ブロック塀等の撤去工事に係る見積明細書の写し
7. ブロック塀等の所有者の同意書（様式第3号）
（申請者がブロック塀等所有者でない場合に限る）
8. 申請者及びブロック塀等の所有者が、申請時点において市税の滞納がないことを証する書類
又は市税納付状況調査同意書（様式第3号）

工事着手

1. 着手届（様式第6号）

変更・中止

1. 変更・中止承認申請書（様式第7号）

補助事業等実績

1. 完了届兼実績報告書（様式第9号）
2. ブロック塀等の撤去工事に要した費用の請求書及び領収書の写し
3. ブロック塀等の撤去工事後の写真
4. 別表1に定めるブロック塀等点検表及び安全確認ができる書類
（既存ブロック塀等が全て撤去された場合は除く。）

請求

1. 補助金請求書（様式第11号）